

猪狩俊郎人材育成基金（田村市海外留学助成）制度の概要について

田村市では、本市出身の弁護士・故猪狩俊郎氏の寄附を原資として、国際的な感覚とコミュニケーション能力を持つ人材を育成するため、高校生等のアメリカ合衆国及び英語圏の諸外国への留学に必要な経費を支援します。

1. 支援対象者 ※次の条件すべてを満たす方

- (1) 高等学校（福島県内のみ）、専修学校及び各種学校、高等専門学校又は短期大学に在学又は入学予定であり、学力に優れ心身ともに健康である方（20歳未満に限る）
- (2) 市内に引き続き3年以上住所を有している方（在籍校に入学するために市外に住所を異動した方は、入学するまでの期間）
- (3) 申請時に保護者が市内に引き続き3年以上住所を有している方

2. 適格要件

- (1) 希望者の保護者が留学に同意するとともに、これに伴う経費を負担できること。
- (2) 過去3年間の英語の5段階評価の平均が4.0以上であり、教科全体の評価平均は3.5以上であること。（在学中の成績証明書及び中学校の成績証明書が必要となります。）
- (3) 在籍高校が留学を許可していること。
- (4) 心身ともに健康で、異文化理解の習得に熱心であり、留学を真に希望する者であること。

3. 留学先 アメリカ合衆国及び英語圏の諸外国

4. 留学期間 6か月以上1年間以内

5. 助成額 対象経費の総額とし、1人あたり上限2,000,000円

6. 対象経費 渡航に係る往復費用、留学先の学費（教科書代を含む）、住居費等の滞在費。なお、留学支援業者に委託する場合は、仕様内訳のうち該当するもの。

7. 対象外経費 留学準備に係る一切の経費

8. 採用者数 若干名

9. 申込期限 令和7年6月30日（月）まで

※申し込みに必要な申請書類は、田村市ホームページに掲載しております。また、田村市教育委員会教育総務課窓口でもお渡しいたします。

10. その他 採用の可否は、市の選考委員会で決定します。

11. お問い合わせ先 田村市教育委員会 教育総務課 教育総務係

〒963-4393 田村市船引町船引字畑添76番地2

Tel 0247-81-1213 fax 0247-81-1228